

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和6年10月31日（木）午前8時56分～午前9時31分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、総務部危機管理担当部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 令和6年第4回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：令和6年第4回市議会定例会の招集期日は11月28日（木）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 令和6年第4回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (企画財政部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 令和6年度武蔵村山市一般会計補正予算（第4号）を以下のとおり専決処分するもの。補正予算額は3,685万3千円、補正後歳入歳出総額は370億3,391万9千円である。歳入概要としては、衆議院議員選挙委託金、衆議院議員総選挙啓発推進委託金及び衆議院議員総選挙開票速報事務委託金である。歳出概要としては、衆議院議員選挙経費である。 なお、専決処分年月日については令和6年10月3日、専決処分番号は令和6年専決第12号である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 武蔵村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 (企画財政部長説明) マイナンバーカードと健康保険証の一体化等に伴い、個人番号を利用する事務の範囲を拡大する必要があるので、本案を提出する。 個人番号を利用する事務の範囲の拡大及び市の執行機関におい

て利用する特定個人情報を追加する。

1点目は、心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であり、医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童福祉法による障害児入所給付費の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報である。

2点目は、東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であり、地方税関係情報である。

3点目は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であり、医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報である。

4点目は、武蔵村山市特殊疾病患者福祉手当条例による特殊疾病患者福祉手当支給に関する事務であり、地方税関係情報である。

5点目は、福祉タクシー事業の実施に関する事務であり、障害者関係情報及び地方税関係情報である。

施行期日については、公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 武蔵村山市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

議会議員の期末手当の支給割合を改定する必要があるので、本案を提出する。

1点目は、市議会議員の12月期の期末手当の支給割合を100分の20引き上げて、100分の255（年間100分の485）とする。

2点目は、令和7年度以降の期末手当の支給割合を、6月期及び12月期が均等になるよう改める（各100分の242.5）。

施行期日については、1点目は、公布の日からとし、令和6年12月1日から適用する。2点目は、令和7年4月1日からとする。

(質 疑)

○ 2点目で「6月期及び12月期が均等になるように」とあるが、決定しているのか。

● 議会事務局と調整を図りながら決めていく。

○ 決めていくということは、まだ決まっていないのか。

● 今後はこの方向性で進めたいと考えている。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定する必要があるため、本案を提出する。

1点目は、常勤の特別職の職員の12月期の期末手当の支給割合を100分の20引き上げて、100分の252.5(年間100分の485)とする。

2点目は、令和7年度以降の期末手当の支給割合を、6月期及び12月期が均等になるよう改める(各100分の242.5)。

施行期日については、1点目は、公布の日からとし、令和6年12月1日から適用する。2点目は、令和7年4月1日からとする。

(質 疑)

● 1点目の施行期日について、「令和6年12月1日から適用する」とあるが、議会の日程を考えると遡及適用のような記載であるが適切か。

● 武蔵村山市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と併せて修正する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

一般職の職員の給料の額及び期末・勤勉手当の支給割合を改定する必要があるため、本案を提出する。

1点目は、行政職給料表(1)について、東京都に準拠する形で、人材確保の観点から初任層に重点を置きつつ、各級においてメリハリをつけた上で、全級全号給について引き上げる。

2点目は、期末・勤勉手当の支給割合をそれぞれ100分の10(再任用職員は100分の5)ずつ引き上げる。

3点目は、令和7年度以降の期末・勤勉手当の支給割合を6月期及び12月期が均等になるようそれぞれ改める。

施行期日については、1点目は、公布の日からとし、令和6年4月1日から適用する。2点目は、公布の日からとする。3点目

は、令和7年4月1日からとする。

なお、いずれも職員組合と協議中である。

また、職員の給与改定は、東京都人事委員会の勧告（地域手当は人事院の勧告）に準じて実施しており、主な勧告内容は次のとおりである。

1点目は、行政職給料表(1)を初任層に重点を置きつつ、全級全号給について引上げ改定する（平均改定率2.7%）。

2点目は、期末・勤勉手当の年間支給月数をそれぞれ0.10月分ずつ引き上げる。

3点目は、地域手当の支給割合の見直し、配偶者に係る扶養手当の段階的な廃止、子に係る扶養手当の段階的な増額、通勤手当の支給上限の引上げ、在宅勤務等手当の支給等である。

3点目については、令和7年4月1日から実施することが適当とされていることから、必要に応じて令和7年第1回市議会定例会に関連議案を上程する予定である。

（質 疑）

○ 会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給割合については条例改正を行わなくてよいのか。

● 会計年度職員の期末・勤勉手当の支給割合については、職員の支給割合を準用する規定であるため、条例改正は必要ない。

（結 論）

提出議案として決定する。

(6) 武蔵村山市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（高齢・障害担当部長説明）

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、地域包括支援センターの人員に関する基準の特例等を定める必要があるため、本案を提出する。

1点目は、地域包括支援センターの職員の員数について、介護保険運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営状況を勘案して必要と認める場合には、常勤換算方法による職員配置が可能になるよう定める。

2点目は、地域包括支援センターの人員配置について、介護保険運営協議会が効果的な運営に資すると認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数に応じて、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置すれば、各センターの人員配置基準を満たすことを定める。

施行期日については、公布の日からとする。

（質 疑）

○ 人員の配置基準が緩やかになるということか。

● 近年では人員の確保が難しくなっているため、国が基準を改めた。介護保険法では基準に基づいて市の条例で定めることという規定があるため、規定の整備を行うものである。

○ 条例改正を行うことにより、3職種の人員については増員することは考えていないのか。

● 現状では配置基準を満たしているため、条例改正に伴った人員配置を改める必要はないと考えている。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 令和6年度武蔵村山市一般会計補正予算（第5号）

(企画財政部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

補正予算額は3億2,719万2千円、補正後歳入歳出総額は373億6,111万1千円である。歳入概要としては、国民健康保険事業特別会計繰入金、生活保護費負担金及び障害児通所給付費等負担金等の増である。歳出概要としては、職員人件費、国都支出金過年度返還金等の増及び都市核地区土地区画整理事業繰出金の減である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 令和6年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

(市民部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

補正予算額は1億5,483万2千円、補正後歳入歳出総額は80億301万5千円である。歳入概要としては、決算の確定に伴う前年度繰越金の増である。歳出概要としては、実績に伴う保険給付費等交付金過年度分返還金の増である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 令和6年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

補正予算額は1,999万3千円、補正後歳入歳出総額は61億6,488万7千円である。歳入概要としては、介護給付費負担金、介護給付費交付金等の増である。歳出概要としては、介護

予防サービス給付費、居宅介護福祉用具購入費等の増である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 令和6年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

(都市整備部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

補正予算額は801万4千円、歳入歳出総額は18億303万5千円である。歳入概要としては、国庫補助金、都補助金、一般会計繰入金の減及び繰越金、事業債の増である。歳出概要としては、一般管理経費及び都市核地区土地区画整理事業経費の増である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 令和6年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

補正予算額は470万0千円、補正後歳入歳出総額は20億1,952万2千円である。歳入概要としては、職員給与費等繰入金、葬祭費受託金、事務費繰入金の増である。歳出概要としては、職員人件費、葬祭費経費、償還金及び還付加算金の増である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 令和6年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算(第4号)

(建設管理担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

収益的支出の補正予算額は99万4千円、補正後予算額は13億6,440万4千円である。歳出概要としては、総係費の給料及び退職手当組合負担金の増である。

資本的支出の補正予算額は7万8千円、補正後予算額は16億7,238万6千円である。歳出概要としては、建設改良費の給料の増である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 第三中学校太陽光発電設備設置及び自家用電気工作物更新工事の請負契約について

(総務部長説明)

第三中学校太陽光発電設備設置及び自家用電気工作物更新工事を施工する必要があるため、本案を提出する。

概算額は230,280,000円である。工事概要は、市立第三中学校の校舎屋上に57kw相当の太陽光パネル等の発電設備を設置するとともに、自家用電気工作物の更新等を行う建築・電気設備・機械設備工事である。工期限は令和8年3月13日である。

(結論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 令和6年度武蔵村山市一般会計補正予算(第6号)

(企画財政部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

歳出概要は温泉施設大規模改修工事にかかる費用である。

内容等については、現在精査中である。

(結論)

提出議案として決定する。

(2) 武蔵村山市立温泉施設の指定管理者の指定について

(協働推進部長提出)

武蔵村山市立温泉施設の指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出する。

公の施設の名称及び所在地については、名称は武蔵村山市立温泉施設、所在地は武蔵村山市本町五丁目29番地の1である。指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地及び代表者については、現在選定中である。指定の期間は、調整中であるが、令和8年2月1日から令和13年3月31日までの予定である。

なお、本議案については、追加予定の令和6年度武蔵村山市一般会計補正予算(第6号)に温泉施設の改修に係る予算を計上する関係、改修工事の工期が指定の期間に直接影響することから追加予定とするものである。

最後に補足として、10月29日に指定候補者選定委員会を開催した。3団体からプレゼンテーションを受けており候補者を選定した。今後、審査結果及び公表内容を整理し、11月中旬に市長に報告する予定である。また、指定の期間については、指定管理者の募集の時点では令和7年10月1日からとされていたが、改

	<p>修工事の契約日程及び工期を勘案し、令和8年2月1日からとした。なお、引き続き関係課と調整を行い、契約日程等が短縮できた場合は、令和8年1月1日からとしたい。</p> <p>(質 疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 再オープンになるがセレモニーは行う予定なのか。 ● テープカット等を行う予定である。 <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>議題2 その他 令和6年第4回市議会定例会の招集期日は11月28日(木)である。</p>
--	---

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非 開 示 (根拠法令等：)</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財政部 企画政策課 (内線：373)</p>
--------------	-----------------------------

(日本産業規格A列4番)